

静岡市企業立地促進助成制度

〔本社機能移転・拡充に対する助成〕

■対象事業 地域再生計画に基づく特定業務施設(本社機能)整備事業

【特定業務施設】下記の業務を行う事務所または研究開発を行う研究所及び人材育成を行う研修所(特定業務施設と併せて整備する育児支援施設も対象)

部門	業務	部門	業務
調査・企画部門	事業・製品の企画・立案や市場調査	情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、書籍の出版等
情報処理部門	自社のための社内業務としてシステム開発等	商業事業部門の一部	情報通信技術により対面以外の方法による業務を行うもの
研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究	サービス事業部門の一部	調査・企画部門等の業務の受託に関する業務を行うもの
国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務	その他管理部門	総務、経理、人事、その他の管理業務

■申請の流れ



■補助内容[東京23区からの移転]

補助区分	補助率・内容	補助限度額
①用地取得	用地取得費の 10%	合算で1億円
②新規雇用・ 本市転入者	新規雇用×25万円 本市転入者×50万円	
③設備投資 (建物+機械設備等)	補助対象経費の 5%	5,000万円
④建物賃借料	建物賃借料の 1/2×3年間	1,500万円 (1年度につき500万円)

・移転後の事業所の従業員の数が3人以上

■補助内容[東京23区以外からの移転／市内における拡充]

補助区分	補助率・内容	補助限度額
①用地取得	用地取得費の 5%	合算で1億円
②新規雇用	従業員数×25万円	
③設備投資 (建物+機械設備等)	補助対象経費の 3%	3,000万円
④建物賃借料	建物賃借料の 1/2×1年間	200万円

・移転後の事業所の従業員の数が3人以上、市内における拡充にあつては事業着手日以後に1人以上増加すること

〔事務所等の賃借に対する助成〕

■対象事業 下表の補助対象要件を満たす事務所等の賃借を行う事業

補助区分	補助対象要件		補助内容
	面積・対象業種等	その他	
①市内移転	【25㎡以上の事務所】 ・通信業・情報サービス業 ・インターネット付随サービス業 ・映像・音声・文字情報制作業・デザイン業 ・著述・芸術家業・商業写真業・経営コンサルタント業 ・機械設計業・静岡市産学交流センター創業者育成室、 清水産業・情報プラザからの拡大移転。	・従業員3人以上 ・従業員1人以上の増加 ・2年以上の賃貸借契約 (シェアオフィスの場合 1年以上の利用契約) ・おおむね1年以上の 事業実績	建物賃借料の 1/2×1年間 (限度額200万円)
②市外からの新規進出 又は起業	【300㎡以上の工場】 ・製造業 【600㎡以上の施設】* ・加工・組立・梱包を行う物流施設	・従業員3人以上 (※の場合10人以上) ・2年以上の賃貸借契約 ・おおむね1年以上の 事業実績	建物賃借料の 1/2×2年間 (限度額400万円) 1年度につき200万円
③大規模事業所 (市外からの新規進出)	【1,000㎡以上又は従業員30人以上の工場】 ・製造業 【300㎡以上又は従業員30人以上の施設】 ・コールセンター業 【300㎡以上又は研究員5人以上の研究開発施設】 ・自然科学研究所・ソフトウェア業・製造業	・2年以上の賃貸借契約 ・おおむね1年以上の 事業実績	建物賃借料の 1/2×2年間 (限度額1,000万円) 1年度につき500万円

・申請期限は賃貸借契約締結日から1年間で、(起業の場合は除く)・建物賃借料には敷金、礼金、不動産仲介料、保険料、共益費、保証金、権利金等は含みません。

・従業員とは雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者を指します。・事業拡大のために事業を維持しつつ新たな事務所を賃借する場合は、複数回の利用が可能です。

お問い合わせ先

静岡市経済局 産業基盤強化本部 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 5F

■企業立地係 電話／054-354-2407 FAX／054-354-2132

企業立地特設
WEBサイトを
開設しました。

